

不当利得に基づく収益返還義務（2）

— ドイツ民法典編纂過程における審議を中心に —

油 納 健 一

第1章 はじめに

第2章 第一委員会

第1節 部分草案から第一草案に至る経緯

第2節 非債弁済

第3節 善意不当利得債務者の返還義務の範囲

第1款 現存利益（以上57卷3号）

第2款 果実・費用・譲渡利益・消費利益

第3款 役務給付による利益・使用利益

第4款 占有による利益・果実

第5款 部分草案審議のまとめと編集委員会宛て編集原案（RedVorl）以降

（以上本号）

第3章 帝国司法庁準備委員会・第二委員会

第4章 むすび

第2章 第一委員会

第3節 善意不当利得債務者の返還義務の範囲

第2款 果実・費用・譲渡利益・消費利益

（1）5条の審議の中で、受領物から取得したのもも返還しなければならないことが決定されたものの、そもそもつぎの部分草案債務法編6条では、果実・費用・譲渡利益・消費利益の返還について規定されていた。

○部分草案債務法編6条

「物が給付された場合には、その物は現在の状態のまま、請求権の訴訟

係属時点で存在する果実と共に補償されるべきである。以前に取得されたがもはや現存しない果実と、もはや現存しないが物と共に譲渡された従物につき、受領者は前述の時点でその物からなお利得している限りで、補償しなければならない。

受領者の物の費用については、物権法編185条1項・2項・4項、189条1項・2項1文、190条²⁶⁾において善意占有者に認められた権利が、受領者に帰属する。

受領者が受取った物をすでに譲渡又は消費した場合には、返還請求権の訴訟係属時にその物によってなお利得している限りで、その価値を補償しなければならない。²⁷⁾

まずこの条文につき、つぎの2つの提案が提出された。

【第一提案】

この規定の削除提案。

26) これらの部分草案物権法編の諸規定はつぎのようなものである。

○部分草案物権法編185条

「費用が必要であった又は費用が所有者の個人的関係に基づいて評価されるべき所有者の利益に適合しており、費用によって物の価値も高められかつその価値増大が返還時におも存続している限り、物に支出された費用のため占有者に反対請求権が帰属する。一その反対請求権が向けられているのは、費用の補償、使用のために引受けた債務からの解放、占有者がその他に弁済される習慣のある行為の補償である。一182条の事例においてはこの反対請求権が必要費に制限される。一訴訟係属前に善意占有者が支出した費用は、善意占有者が訴訟係属前に物から取得した利益から控除されるべきである。」

○部分草案物権法編189条

「物の取り戻しで所有者はこれまでの所持者に対して、所持者が返還の際に申し出た反対請求権につき義務を負う。一動産の善意の占有者と善意の質権者は、反対請求権の補償又は確定と引換えでのみその返還義務を負う。所有者の財産について破産が宣告される場合、確かにその物は破産管財人に返還されなければならないが、別除された反対請求権の弁済がその物の収益から行われる。」

○部分草案物権法編190条

「所有権の変更なしに占有者の物と附合し混和した動産の返還請求権は、同時に占有者の物とその動産の分離に向けられる。一分離の費用は、善意占有者に対しては所有者の負担となる。」

27) Protokolle I, a.a.O., S.1517; Jakobs/Schubert, a.a.O., S.781f.

【第二提案】

部分草案債務法編5条に、つぎの規定を挿入しようという提案。

“物が給付された場合には、その物から取得した利益の補償、支出された費用の補償、及び返還請求権の訴訟係属に基づく責任のため、物権法編の規定180条,181条²⁸⁾,185条1項・2項・4項, 189条1項・2項1文, 190条が適用される。”²⁹⁾

その後、さらに、この第二提案を修正して、つぎの2つの提案が提出された。

【第三提案】

“物が給付された場合には、所有権に基づく訴えが善意占有者に対して提起される事例に適用される規定が、収益補償のため適用される。”

【第四提案】

“物や権利³⁰⁾が給付された場合には、所有権に基づく訴えが善意占有者に対して提起される事例に適用される規定が、収益補償のため適用される。”³¹⁾

28) これらの部分草案物権法編の諸規定はつぎのようなものである。

○部分草案物権法編180条

「善意占有者が所有者に責任を負うのは、訴訟係属時に善意占有者のところでもはや現存しない産物又はその他の収益の客体でもなく、例えば使用・賃貸によってこの時点より前に物又は物の所有権と結びついた権利から取得されたその他の利益でもなく、訴訟係属前からその物の価値を減少させた作為又は不作為でもない。」

○部分草案物権法編181条

「訴訟係属時から、被告は勝訴した原告に対して、物の有効利用、物の寄託・保存、必要ならば事務管理の債務の原則に基づく時宜を得た利用の責任を負う。」

29) Protokolle I, a.a.O., S.1517f.; Jakobs/Schubert, a.a.O., S.782.

30) ここでの権利とは、地上権・地役権が想定されていたようである。このような権利への拡張等についての詳細は、部分草案物権法編229条・256条の審議の時に決定することとされた (Jakobs/Schubert, a.a.O., S.783.)。

なお、部分草案物権法編229条・256条は、つぎのような規定である。

(2) 第一提案が6条の削除を提案するものであり、また第二提案から第四提案までが6条ではなく5条への挿入を提案するものであることから、6条が軽視されているようにみえる。

これは前節で詳しくみたように、部分草案債務法編5条の審議の中で、たとえば受領者は受領したものだけでなく、そのものから取得したのもも返還しなければならないと規定することなどが決定されたため、多数の委員が、部分草案債務法編6条を不要とすることを出発点としたことに由来する。

(3) つぎに、6条と第二提案から第四提案までが示す物権法編規定の準用については、多数の委員が、収益に関して、所有権に基づく訴えを提起される善意占有者よりも、その不当利得債務者をより不利に扱うことは不可能である、という点で意見が一致していた。不当利得債務者である“善意所有者”を善意占有者よりも不利な地位に置かないことが強く求められると考えられたのである。これに従い、部分草案債務法編5条の審議における決定を修正し、費用補償も規定に入れる第二提案が承認されることになった³²⁾。

第3款 役務給付による利益・使用利益

(1) 役務給付による利益・使用利益について規定するのが、つぎの部分草案債務法編10条である。

なお、10条で扱われる善意不当利得債務者には、賃借人等のように使用のため占有を行う者のみが想定されている点に特徴がある。

○部分草案物権法編229条

「地上権保護を考慮して、土地所有権保護の規定が適用される。」

○部分草案物権法編256条

「妨害によって生じた損害賠償の義務、および地役権を実施するために必要な造成に対する妨害を排除しこのような造成を回復する義務は、侵害に対する所有権に基づく訴えの規定に基づいて判断されるべきである。その他の点では、引渡拒否に対する所有権に基づく訴えの規定が適用される。」

31) Protokolle I, a.a.O., S.1518; Jakobs/Schubert, a.a.O., S.782f.

32) Protokolle I, a.a.O., S.1518; Jakobs/Schubert, a.a.O., S.783.

○部分草案債務法編10条

「一般的に有償とされる役務が給付された場合、その役務給付時の通常の価値に基づいて補償を請求することができる。物が使用のために譲渡された場合には、占有返還請求権と、使用期間中の通常の価値に基づく使用の補償請求権が生じる。しかし善意受領者が負う責任は、自分の必要に応じて使用や役務の受領によって節約した価値までに限られる。」

この条文につき、つぎの内容に修正することが提案された。

【第一提案】

“物や役務の使用が給付された場合、受領者は使用によって節約したものの返還義務を負う。”

【第二提案】

“物の使用が譲渡された場合又は役務が給付された場合に、受領者は使用又は役務により節約したものの返還義務を負う。”

まず、10条の中で役務給付の事例に関係する部分のみを審議し、使用のため物が譲渡される事例に関する部分については、11条を扱う際に再度取り上げることを決定した³³⁾。

(2) 二つの提案については、つぎの審議が行われた。

すなわち、決定された一般原則によれば、役務給付の事例においては給付の性質により返還ができないため、受領者は、受領した役務の一般的価値を補償しなければならない。しかし、役務の価値について利得していないことを証明する受領者の権利、特に役務によって受領者が節約した出費が役務の価値より少ないということを証明する受領者の権利が留保されている。この原則に従えば、部分草案が規定している内容は、当然であるように思われる。

これに対して、第一提案と第二提案は、受領者がいくら節約したかという

33) Protokolle I, a.a.O., S.1524f.; Jakobs/Schubert, a.a.O., S.786.

証明を給付者に負担させるという点で、草案とは異なっている。このような証明責任の変更には、十分な根拠が欠けている。とくに、利得が、一般的には役務の価値ではない限り、このような変更は、実務の観点からは適当ではない、と³⁴⁾。

したがって、第一提案と第二提案は共に否決された。この証明責任分配の原則は、第1款(5)でみたように、部分草案債務法編5条の審議においてすでに決定されていた。したがって、これまでの決定を支持し、証明責任の分配を変更しないために、二つの提案が否決されたといえよう。

(3) さらに、この両提案だけでなく、部分草案債務法編10条を維持することもまた否決された。この理由としては、役務あるいは一般的に有償とされる役務についてのみ規定され、反対に“行為”については全く規定しなくて良いのかという疑問が、本条が削除されることによって生じなくなるから、と説明されている³⁵⁾。

もっとも、第一委員会の議事録では明らかにされていないが、完全に役務に関する規定を削除してしまうのではなく、役務に限定しない抽象的規定を置くことによって、解決しようと考えられたように思われる。なぜなら、第5款で詳しくみるように、Redvorl 264条・265条やこれに続くZustOR 264条・265条では、役務給付の事例に配慮した規定が定められることになるからである。

第4款 占有による利益・果実

○部分草案債務法編11条

「ある物が占有又は果実を味わうために譲渡された場合には、受領者に対する返還請求権者の請求権は、占有の返還と、占有又は果実を味わうことによって受領者が得た利益の補償に向けられている。」

11条について、つぎの2つの提案が提出された。

34) Protokolle I, a.a.O., S.1525f.; Jakobs/Schubert, a.a.O., S.787.

35) Protokolle I, a.a.O., S.1525f.; Jakobs/Schubert, a.a.O., S.786f.

【第一提案】

この規定の削除提案。

【第二提案】

つぎの条文を定めるという提案。

“ある物が果実を味わうために譲渡された場合には、受領者はその物の返還義務と、取得した収益の返還義務を負う。”

多数の委員が、11条の削除を決定し、第二提案を否決した。なぜなら、一般原則によれば、受領者は現存する利得を返還するだけでよい。しかし、11条と第二提案は、この一般原則が無視されているため不完全であり、これらがこの一般原則の適用を妨げる根拠は十分ではないからである。

また、つぎの2点も承認された。すなわち、物の使用譲渡の事例が取り扱われるのに対し、役務や行為については取り上げられなくて良いのかという疑問があることなどから、10条で扱われた物の使用譲渡の事例も同様に黙殺されるべきであること、さらに、所有権の移転ではなく占有の移転のみを前提とした11条の事例には、所有権の移転のみを前提とした6条の審議の中で決定された物権法の準用規定は適用されないこと、である³⁶⁾。

第5款 部分草案審議のまとめと編集委員会宛て編集原案 (RedVorl) 以降

(1) 以上からすると、部分草案債務法編6条・10条・11条で規定されていた収益に関する規定は、すべて削除されることになったが、多くの重要事項が審議され決定されるに至ったことが明らかとなる。部分草案審議での決定内容を以下にまとめてみよう。

①部分草案5条の審議で決定された内容

・善意不当利得債務者の返還義務は、利得の消滅につき不当利得債務者に故

36) Protokolle I, a.a.O., S.1526f.; Jakobs/Schubert, a.a.O., S.787f..

意・過失があったとしても、訴訟係属時の現存利益にとどまる。

・法典の中では、多様な事例における“利得の存否”及び、利得があるとなれば“その範囲”につき規定すべきではなく、学問と実務に委ねるべきである。すべての問題を法典の中で解決することは不可能である。

・不当利得債務者が善意である場合、受領したものの価値について利得したという推定を出発点とし、例外として利得が消滅している場合には、この不当利得債務者が利得消滅の証明責任を負う。もっとも、不当利得債務者が利得消滅の証明責任を負うことについては、詳細に規定される必要はない。

・受領者が受領したものだけでなく、そのものから取得したものを返還しなければならないということが規定されるべきである。なぜなら、受領したものについて言えることは、そこから生じたものにも言えなければならず、後者を前者と異なって判断する根拠はまったくないからである。

②部分草案6条の審議で決定された内容

・収益に関して、所有権に基づく訴えを提起される善意占有者よりも、その不当利得債務者をより不利に扱うことは不可能である。なぜなら、不当利得債務者である“善意所有者”を善意占有者よりも不利な地位に置かないことが強く求められるからである。

③部分草案10条の審議で決定された内容

・役務給付の事例においても、部分草案5条の審議における決定に従い、不当利得債務者が利得消滅の証明責任を負う。

・そもそも役務事例は規定されるべきではない。なぜなら、役務についてのみ規定され、反対に“行為”については全く規定しなくて良いのかという疑問が生じるからである。

④部分草案11条の審議で決定された内容

・10条で扱われた物の使用譲渡の事例も、役務事例と同様に規定されるべき

ではない。なぜなら、物の使用譲渡の事例が取り扱われるのに対し、役務や行為については取り上げられなくて良いのかという疑問が生じるからである。

・所有権の移転ではなく占有の移転のみを前提とした11条の事例には、所有権の移転のみを前提とした6条の審議の中で決定された物権法の準用規定は適用されない。

(2) 以上の決定内容は、編集委員会宛て編集原案 (RedVorl) 以降の原案・草案に著しい影響を与えることになる。まず、Redvorl 264条・265条をみてみよう。

○Redvorl 264条

「返還が給付の性質により排除される場合又は受領者が返還請求権の訴訟係属時に受領物を返還できない場合には、受領者は給付の価値を補償しなければならない。

受領者が想定された時点において給付の結果もはや利得していない限り、返還債務又は価値補償債務は消滅する。」

○Redvorl 265条

「受領者が所有権を目的として受領した物を返還しなければならない場合、収益の返還債務又は補償債務は、所有権に基づく請求権を主張する所有者に対する善意占有者の債務についての規定に基づき決定される。」³⁷⁾

Redvorl は部分草案審議における決定内容を反映したものとなっているが、“受領者が受領したものだけでなく、そのものから取得したものも返還しなければならない”という趣旨の規定のみが欠けている。この点については、部分草案5条の審議において規定することが決定されていたにもかかわらず、いかなる理由で規定されなかったのかは明らかではない。

もっとも、その後、Redvorl 等に関する編集委員会の決議をまとめた

37) Protokolle I, a.a.O., S.1527f.; Jakobs/Schubert, a.a.O., S.788.

ZustOR では、265条1項として明確に規定されるに至る。

○ZustOR 264条

「返還が給付されたものの性質によって排除される場合又は受領者が返還請求権の訴訟係属時に給付されたものを返還できない場合には、その受領者は給付されたものの価値を補償しなければならない。

受領者が想定された時点において給付されたものによりもはや利得していない限り、返還債務又は価値補償債務は消滅する。」

○ZustOR 265条

「返還債務又は価値補償債務は、受領者が給付されたものから取得したものに及ぶ。

受領者が所有権を目的として受領した物を返還しなければならない場合、収益の返還債務又は補償債務は、所有権に基づく請求権を主張する所有者に対する善意占有者の債務についての規定に基づき決定される。」³⁸⁾

その後、編集委員会によって確定された KE は、ZustOR を踏まえてつぎのような内容となった。

○KE 733条

「返還が給付されたものの性質によって排除される場合又は受領者が返還請求権の訴訟係属時に給付されたものを返還できない場合には、その受領者は給付されたものの価値を補償しなければならない。

受領者が請求権の訴訟係属時に給付されたものによってもはや利得していない限り、返還債務又は価値補償債務は消滅する。」

○KE 734条

「返還債務又は価値補償債務は、受領者が給付されたものから取得したも

38) Protokolle I, a.a.O., S.1527f.; Jakobs/Schubert, a.a.O., S.788.

のにも及ぶ。

受領者が所有権を目的として受領した物を返還しなければならない場合、収益の返還債務又は補償債務は、所有者に対する善意占有者の債務についての規定に基づき決定される。

受領者は訴訟係属前に物に対して支出したすべての費用補償と引換えでのみ、その物の返還義務を負う。但し、その受領者が、現存する収益によって利得していない限りでのみ、費用補償の権利を有している。」

(3) 部分草案審議における決定内容が再び問題視されることはなかったが、KE 734条2項の拡張範囲という新たな問題につき、いくつかの提案が行われた。

【第一提案】

“所有権を目的として受領した物”を、“所有権を目的として受領した物又は収益の取得を目的として受領した物”とする。

【第二提案】

“収益の返還債務又は補償債務”を“収益の返還債務及び補償債務”とする。

【第三提案】

“受領者が所有権若しくは用益権を目的として受領した物を返還しなければならない場合又はある土地に設定された地上権を返還しなければならない場合に、収益の返還義務及び補償義務が、所有者に対する占有者の義務についての規定に基づいて決定される。”

【第四提案】

2項の中の“受領者が所有権を目的として受領した物を返還しなければな

らない場合”の後ろに，“又は受領者に譲渡された用益権を返還しなければならない場合”を挿入する。

この第四提案自体は否決されたが、最終的にはこの提案に対応して、734条2項に“又は受領者に譲渡されその譲渡の時点に存在していた用益権を返還しなければならない場合”を挿入することが決定された。また、第二提案が承認された。

(4) 第一委員会におけるこれらに関する審議内容はつぎのとおりである。

すなわち、用益権や地上権が法律上の原因なく設定された事例に734条2項の規定を拡張することは、思いとどまられるべきである。むしろ考慮されるべきであるのは、第四提案の中で示されたすでに設定されている用益権や地上権の譲渡の事例、及び用益権者が法律上の原因なく用益権を放棄して所有者に用益権の設定されていた物を返還するという事例のみである。これに基づいて、734条2項には、すでに設定されている用益権が法律上の原因なく譲渡された場合のみが規定されるべきである。

なお、地上権の譲渡については771条2項で規定されるため、734条2項において地上権譲渡に関する規定は必要ではない、と。

したがって、第一委員会は、用益権が設定される事例ではなくすでに設定されている用益権が譲渡される事例においてのみ、734条2項の拡張が認められるという結論に達しているが、この区別の根拠をとくに明らかにしているわけではない。しかし、第一委員会の議事録の中に付けられているコメントや脚注をみても、この結論は確立しているように思われる³⁹⁾。また、コメントや脚注の中には、債権への拡張に対しても否定的な見解が見受けられる。

(5) 以上の審議を経て、つぎの第一草案739条と740条が採択されることになった。なお、第一草案739条ではKE 733条が変更されることなく採択されている。

○第一草案739条

39) Protokolle I, a.a.O., S.11885ff.; Jakobs/Schubert, a.a.O., S.790ff..

「返還が給付されたものの性質によって排除される場合又は受領者が返還請求権の訴訟係属時に給付されたものを返還できない場合には、その受領者は給付されたものの価値を補償しなければならない。

受領者が請求権の訴訟係属時に給付されたものによってもはや利得していない限り、返還債務又は価値補償債務は消滅する。」

○第一草案740条

「返還義務又は価値補償義務は、受領者が給付されたものから取得したもののにも及ぶ。

受領者が所有権を目的として受領した物を返還しなければならない場合又は受領者に譲渡されその譲渡の時に存在していた用益権を返還しなければならない場合は、受領者の収益返還義務及び補償義務は、所有者に対する占有者の義務に関する規定に基づいて決定される。

受領者は訴訟係属前に物に対して支出したすべての費用補償と引換えでのみ、その物の返還義務を負う。但し、その受領者が、現存する収益によって利得していない限りでのみ、費用補償の権利を有している。」⁴⁰⁾

40) Jakobs/Schubert, a.a.O., S.758f..